

令和六年二月

大学院文学研究科

高原 光啓 提出 学位申請論文

『近現代神社祭祀制度の研究』 審査報告書

國學院大學

高原 光啓 提出 学位申請論文（課程博士）

『近現代神社祭祀制度の研究』 審査要旨

### 論文の内容の要旨

本論文は、将来的な祭式学確立を目途としつつ、三大祭（例祭・祈年祭・新嘗祭）及び大祭・中祭に位置付けられる個別祭祀（神武天皇祭等）の成立過程について検討すると共に、各々の祭祀執行の意義を考察するものである。

神社祭式に関する研究をめぐっては、既に近世の国学者や神職・神道家たちによって実践的な研究が積み重ねられてきた。近代に入るや、神社の国家管理下、皇典講究所等において青戸波江らが実地指導に従事しつつ祭式作法の調査研究を進めた。その学統は、戦後の祭式指導者たちに受け継がれていった。こうして「学的研究と実地修練との両面を、平行して進めてゆくことが肝要」（長谷晴男）という理念に基づいた祭式学・祭式研究が蓄積されてきたのである。

しかしながら本論文によれば、そこにはなお重大な課題が残されていると言  
う。すなわちそれは、従来の研究が、法令や作法に関する研究に偏り、神職が  
厳修すべき各々の祭典の原由、すなわち大・中祭に位置付けられる個別祭祀そ  
のものの成立過程とその意義に関わる歴史的研究が乏しいという点である。

こうした研究状況に鑑み、本研究の課題は、わが国古来の祭祀制に淵源し、  
かつ現行の「神社祭祀規程」で受け継がれている祭祀、すなわち祈年祭・新嘗  
祭・例祭に代表される「個別祭祀」の形成過程の歴史的考察を通じて、祭祀嚴  
修の意義を改めて考察することに置かれる。本研究は、以上の課題を解明すべ  
く、次の各論を設けて考察を展開してゆく。

第一章「近世の神社と祭祀」では、近世の神社祭祀の諸相を知る手掛かりと  
して、主として『神道大系』所収の史料等を用いて、神社祭祀の分類と考察が  
試みられる。そして近世期におけるこうした神社祭祀の厳修が、近代神社祭祀  
制度形成の前提として、その一定の基盤を準備する意義を有していたことが  
強調される。

第二章「式部寮達」「神社祭式」の制定過程」では、明治八年「神社祭式」の制定過程に関わる先行史料として、『祭式』『祭儀』の内容が検討される。この検討によって『祭式』記載の諸点が、一部改編されつつも「神社祭式」に採用されていていったことが明らかにされる。併せて担当官庁の式部寮の成り立ちについても言及され、同寮や神祇省がいかに制度形成に関わり、それがどのようにして「神社祭式」制定へと繋がっていったのかという点についても考察される。

第三章「例祭の制定と祭祀制度形成」では、神社固有の大祭である例祭について、その「沿革」「祭日」「祭式」「経費」の四点から検討される。「沿革」に関しては、明治四年十月の時点で「例祭」の名称が公式に用いられたこと、前出『祭式』に記載される「年中祭祀ノ中大祭一度ヲ以テ例祭トス」という語句がそのまま「神社祭式」に取り入れられたこと等の諸点が指摘される。「祭式」については、明治初年以來の公的な祭式次第が次第に整序され、諸系統に分かれていた祭式が、明治八年「神社祭式」において一応の統合に至った経緯が辿

られる。「経費」をめぐっては、明治五年から七年にかけての教部省・式部寮の応酬を経て、近代の幣帛供進制度の財政的な仕組みが整うに至った経緯が改めて確認される。

第四章「祈年・新嘗祭の再興と背景」では、神社祭祀としての祈年祭・新嘗祭の意義が改めて検討される。まず近世の神社における両祭の斎行状況が『神道大系』等の基礎史料を用いて検討され、近世において既に祈年祭・新嘗祭の両祭が執り行われている事例が存在することが明らかにされる。そして以上の考察を前提として、維新以降における両祭の再興過程が辿られる。

第五章「元始祭の成立過程」では、明治初期における元始祭の成立過程が概観され、同祭が明治建国の理念を直截に反映した祭祀であることが指摘される。ついで現代において同祭を執行する意義が再考される。

第六章「神武創業と神武天皇祭・紀元節祭」では、神武天皇祭・紀元節祭制定に至る過程が辿られると共に、両祭が制定当初の社会のなかでどのように受け止められたのかという点についても言及される。

第七章「天長節制定と天長節祭」では、宮中で始まった天長節祭が、大正三年の制度改編において改めて天長節祭として定められ、終戦後も占領政策の制約を受けつつ神社祭祀として受け継がれていった経緯が辿られる。

第八章「明治期神社祭祀形成と民間祭祀書」では、式部寮達「神社祭祀」制定を承けて作成された明治期の祭祀書群が紹介される。大正期祭祀制度形成の前史として、これらの祭祀書群の位置と役割が考察される。

第九章「大正三年神社祭祀制度の整備過程」では、大正期における神社祭祀・神社祭祀の整備過程が明らかにされる。まず明治二十七年に定まった祭祀の区分について言及され、ついで神社局内に設置された神社調査会で原案が審議されていった過程が辿られる。さらに当該期における制度形成の背景には、祭祀区分に伴う不備の解消と共に、神宮祭祀との整合性を図るという目的があったことが、当時の史料に基づいて明らかにされる。併せてここにおける制度形成が、これ以降の神社祭祀に与えた影響も考察される。

第十章「神社祭祀と本庁幣」では、神社本庁幣の意義が考察される。まず古

代以来の天神地祇奉幣制度、近世から維新に至るその再興過程が顧みられる。そして古来の神祇祭祀・奉幣制の伝統を受け継ぐ本庁幣制度こそが、神社祭祀の正統性と公共性を象徴するものであることが論究される。神社祭祀の「伝統的かつ公共的祈り」を端的に具現するものとして、現行の本庁幣制度が受け継がれている所以が、重ねて再確認されるのである。

#### 論文審査の結果の要旨

戦後の祭式研究は、神職養成課程の祭式指導者を担い手として推進され、精緻な諸研究が蓄積されてきた。けれども、その研究視角は、法令史や作法次第に関する研究に偏り、例祭・祈年祭・新嘗祭といった三大祭、また大・中祭に位置付けられる個別祭祀の原由や成立過程に関わる研究が、比較的等閑に付されてきたと言える。こうした研究状況に鑑み、本研究の目的は、現行「神社祭

「祀規程」に定められた個別祭祀、すなわち例祭・祈年祭・新嘗祭といった三大祭はじめ、大・中祭に位置付けられる諸祭祀の原由、その形成過程を検討し、改めて祭祀嚴修の意義について考察することに置かれる。本研究の貢献としては、以下の諸点が挙げられよう。

第一に、上述の問題意識に基付き、現行の神社祭祀で行われている祈年祭・新嘗祭・元始祭等の、それぞれの歴史的背景、成立過程を明らかにしようとした点である。現行制度に受け継がれるそれぞれの祭祀の形成過程、その理念的背景を明らかにすることは、従来の祭式研究にはあまり見られないアプローチと言える。既存の研究の枠を超えて、祭式研究の新生面を切り開こうとする提出者の研究姿勢は、注目に価するものと言えよう。

第二に、言わば明治八年「神社祭式」前史として、これに先立つ近代以前の祭祀復興・祭式形成の過程を明らかにしようとしたことである。すなわち『神道大系』はじめ公刊・未刊の基礎史料を用いて、当時の神仏混淆と隔離がせめぎあう実態の只中、具体的にどのような諸祭祀が、どのような形式をもって執



行されていたのかという課題を巡って、多様な事象の分類と考察が試みられている。この検討の結果、近世の神社においては、神社によって程度の差は認められるものの、今日に繋がる祭祀の大綱（長谷晴男「祭祀の大綱・祭祀執行上の原則・原則の細則」）を共有しつつ、年中祭祀が執行されていた状況が浮き彫りにされる。さらに近代以前の神社において、既に祈年祭・新嘗祭の両祭が執り行われていた事例が存在する事実も明らかにしている。そして近代の制度復興は、近世のそうした各社の祭祀厳修の積み重ねの上に展開していった側面があったとことを論究するのである。近世の神社祭祀の諸相を、近代の制度形成、とりわけ明治八年「神社祭祀」に集約するものとして把握するその研究視角は、今後の祭祀研究・祭式研究に一石を投ずるものと言えよう。

第三としては、大正期「神社祭祀令」制定前史として、明治八年「神社祭祀」成立以降の、民間における祭式作法書群の歴史的意義を明らかにしたことである。とりわけ第八章「明治期神社祭式形成と民間祭式書」では、精力的な史料探索の成果を踏まえ、明治期の祭式書群の紹介と分析が行われる。そして、そ

れら祭式書群が、大正期における祭祀制度形成に、どのように連鎖していったかが考察される。従来の研究では、当該時期は「諸流混淆の時代」と評され、一種の混乱期・過渡期として言及されることが多かった。けれども本研究では、民間祭式書群の充実こそが、中央の祭祀制度形成を後押ししていった経緯が跡付けられる。かくして本研究は、大正期における制度形成が、こうした官民挙げての模索の帰結としての歴史的意義を担うことを強調する。こうした研究視角もまた、従来の研究史の盲点を補うものとして評価することができよう。

さらに注目すべきは、古代以来、そして維新以来の「神祇祭祀における幣帛奉献儀」を継受する現行の本庁幣制度の意義を、正面から問い直している点であろう。本研究は、まず神祇に幣帛を奉る故実の来歴に遡り、ついで維新以降漸次整えられてゆく幣帛供進制度の成立過程を跡付ける。さらに本庁幣制定時における神社界の議論の応酬を紹介しつつ、古代以来の幣帛奉献制度の伝統を受け継ぐ本庁幣制度こそが、神社祭祀の正統性・公共性を象徴するものであることを改めて論究する。神社祭祀の「伝統的かつ公共的な祈り」を、端的に示

すものとして本庁幣が受け継がれている所以、そして、そこにこそ祭祀嚴修の本義がある所以が重ねて再確認されるのである。現行の本庁幣制度の意義を歴史的に再検討し、併せてその現代的意義をも考察しようとする提出者の研究姿勢は、まさに祭式指導者としての「稽古照今」の実践にほかならない。従来の祭祀研究・祭式研究への、大きな問題提起としての意義を担うものと言えよう。

もちろん、残された課題も少なくない。本研究の問題点は、提出者も自認している通り、個々の論点の提示が、必ずしも神道史の通史的把握に繋がっていない点であろう。そもそも『古事記』『日本書紀』（崇神天皇条）において、天  
神地祇奉幣祭祀の起源は、調庸制ないし租税制の形成と軌を一にするものであったことが伝えられている。古代の調庸制・租税制が、神まつりへの捧げものと不可分であったとされる所以である。幣帛の本義について考察する以上、その古代の原由に遡るより根底的な考察が求められるところであろう。

さらに近世における神社祭祀の検討においては、朝廷の朝儀再興史をより踏まえる視点が必要なのではないだろうか。近世の歴代天皇は、朝廷衰微の切実

な現状認識のもと、ありうべき古典制度復興・朝儀再興に向けて、世代から世代へと、ロングスパンの模索を繋いでいった。こうした古典制度に由来する祭祀伝統（式内社、山陵等）が、在地においても各々発掘され、地域復興の拠り所として希求されていたのである。こうした観点がより加味されていたなら、さらにクリアな通史の見通しに立った論述が可能だったのではないだろうか。

さらに言えば、敗戦による変革をスルーして現行祭祀制度の意義を論ずることとは、提出者も自ら言うように問題視されて然るべきであろう。神道史上の大きなアポリアが「敗戦による断絶と持続」如何の問題である。提出者は、今後、天皇の祭祀大権の問題、占領政策による制度改変などの問題等にも、積極的に取り組んでゆくことが望まれよう。また祭式学が開かれた学問を目指す以上、神道学以外の諸領域から寄せられている種々の疑義に対しても、然るべく対応しなければならぬであろう（宮地正人氏、赤江達也氏等）。

ともあれ、本研究が、祭式研究の刷新を期して、「近代」の制度形成の要因を「近世」に遡って明らかにしようとしたこと、例祭・祈年祭・新嘗祭といっ

た三大祭、また大・中祭の個別祭祀の成立過程とその意義を一次資料に拠って再検討したこと、現行規程に基づく神社祭祀の要諦を「幣帛の本義」に遡って明らかにしようとしたこと等は、従来の研究史への少なからぬ貢献と言える。提出者には、これからも現任の祭式指導者として後進育成に励むと共に、祭式学の学的確立を目指して、本研究で検討し得なかつた諸問題について、さらなる探索と考察を重ねてゆくことが期待される。よって本論文の提出者、高原光啓は、博士（神道学）の学位を授与される資格を有するものと認められる。

令和六年二月十五日

主査 國學院大學教授 武田 秀章 ①

副査 國學院大學教授 西岡 和彦 ①

副査 國學院大學教授 藤本 頼生 ①